

松戸市農業委員会総会議事録

令和 5 年 9 月 8 日

令和5年松戸市農業委員会9月総会議事録

松戸市農業委員会会長山口輝雄は令和5年9月8日午後2時00分松戸市農業委員会総会を松戸市役所新館7階大会議室に招集した。

1. 出席委員

1番	杉浦昌平	2番	杉浦勇司
3番	横山定勝	5番	渡邊洋子
6番	加藤万里子	7番	山口輝雄
8番	戸張嘉宣	9番	岩佐忠夫
10番	川上博久	11番	渡来和治
12番	渡邊慶弘	13番	鈴木榮一
14番	湯浅孝一		
明・矢切区域	齋藤香	明・矢切区域	平川正俊
東部区域	湯浅雅之	常盤平・五香区域	山崎唯司
馬橋・小金区域	小林直一	馬橋・小金区域	湯浅清

1. 欠席委員

15番 相田敏克

1. 事務局出席職員

事務局長	加藤広之	事務局長補	佐 榊孝弘
主幹兼係長	武井博子	係長	落合利彦

開会 午後 2時00分

議 長 定刻となりましたので、ただいまより令和5年9月総会を開催いたします。

本日の出席委員は、農業委員が13名、推進委員が6名でございます。したがって、松戸市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議が成立しております。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議案提出の前に、松戸市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。議席番号9番、岩佐忠夫委員、議席番号10番、川上博久委員の両委員を指名します。よろしくお願いいたします。

続きまして、事務局に本日の傍聴人について報告を求めます。

事務局 本日の傍聴の申出についてご報告します。

傍聴の申出はございませんでした。

議 長 事務局からの報告のとおり傍聴の申出はありませんでした。

◎議案の提出

議 長 早速議事に入ります。

本日の議案は第1号から第4号までとなっております。

なお、報告事項については第1号から第6号までとなっておりますので、審議終了後、事務局より報告願います。

◎議案第1号

議 長 それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての1番を議題といたします。

第2審査会第1審査班座長より、申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

第2審査会第1審査班座長 議席番号12番、渡邊慶弘です。

去る9月4日月曜日、議案第1号から4号の審査のため、第2審査会第1審査班が招集さ

れ、審査会の座長を私が担当しましたので、ご報告します。

当日は、岩佐忠夫農業委員、湯浅雅之推進委員、齋藤香推進委員、私の4名により、現地調査の上、詳細に審議をいたしましたので、その概要及び審査会の審査結果についてご説明します。

なお、審査に当たり、申請理由等を再確認するため、申請者及び関係人をお呼びし、聴取した内容を基に慎重なる審議を行ったものであることをご報告します。

それでは、議案第1号についてご説明します。

議案書の1ページ、議案参考資料については1ページから2ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の1ページのところでございます。

申請地は1筆で、面積は48平方メートル、現況は畑で適正に管理されていることを確認いたしました。

権利の形態は、贈与に伴う所有権移転です。

譲受人及び譲渡人の申請理由は、農地を一体利用するためです。

譲受人は農業者で、経営農地については適正に耕作しております。また、譲受人の耕作従事日数は、申請人を含む構成員2人で300日であり、同じく許可条件である従事日数150日を超えています。

所有する農機具については、耕運機2台、トラクター2台、動噴1台、貨物自動車3台を所有しており、申請地を耕作するには十分であると判断しました。

申請地の営農計画では、ネギ、エダマメの栽培を行うとのことです。

以上、審査会では、議案第1号について審議の上、農地法第3条の許可条件に抵触するものではなく、将来においても農地として適切な管理が継続されるものと判断しました。これらをもって許可すべきと意見決定を図ったところでございます。

当委員会の許可案件でありますので、委員各位においてご審議よろしく申し上げます。

議 長 ただいま渡邊慶弘座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可すべきとのことです。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、湯浅孝一委員。

湯浅（孝）委員 議席番号14番、湯浅孝一です。

座長の説明でよく分かりました。審査会意見に賛成したいと思います。

議 長 ただいま湯浅孝一委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見ないようであります。

審査会報告のとおり許可すべきとすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の1番につきましては、許可すべきと意見決定をいたしました。

◎議案第2号

議 長 続いて、議案第2号の1番を議題といたします。

申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いします。

第2審査会第1審査班座長 それでは、議案第2号についてご説明いたします。

議案書の2ページ、議案参考資料については3ページから8ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の3ページのところでございます。

申請理由は、近隣にある会社より、工事車両と社員の通勤用車両置場として貸してほしいと要望があったためです。

土地の選定理由は、要望のあった会社の近くで、前面道路も比較的広いためです。

議案参考資料の5ページをご覧ください。

施設の概要については、貸駐車場用地です。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除については、道路側、民家側には新しく高さ90センチ程度のブロック塀を施工します。南側、西側は既設フェンスで対応します。

費用については自己資金で賄うことから、残高証明書を確認いたしました。

他法令については、該当する法律はございません。

審査会では、南側の土留めが朽廃していたため、工事施工の際には業者とよく相談し、周りの農地に土砂が流出することがないように要望したところです。

農地区分については、申請地は上水道管、下水道管の2種類が埋設された幅員4メートル以上の道路の沿道の区域であり、おおむね500メートル以内に2か所以上の公共施設がある

ことから、第3種農地と判断いたしました。

以上、議案第2号について説明いたしましたが、審査会では、現地調査及び審議の結果、事業の実現性、隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第3種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 ただいま渡邊慶弘座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可相当とのことです。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、川上博久委員。

川上委員 議席番号10番、川上博久です。

申請地は家庭菜園的な自家消費並びに花等を作っていたんですが、相次いで亡くなりまして、今、耕作放棄地になっています。

畑として貸せばいいんじゃないかというふうに考えられますが、以前前面道路の下水道本管工事があり、この工事は、地下10メートル以上のところに2メートルの本管が施工されたんですけれども、そのときに一時的にこの用地が資材置場として利用されていました。

今、近隣から雑草等の苦情が出ていまして、ごみ捨て等苦情出ていますので、駐車場としてきれいにしていただければ、近隣住民の方も納得していただければと思います。

したがって、私はこれぜひ賛成ということでお願いしたいと思います。

議 長 ただいま川上委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見ないようであります。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手多数)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、賛成多数と認め、議案第2号の1番につきましては、許可相当との意見を付して県知事宛に送付することに決定いたしました。

◎議案第3号

議長 続いて、議案第3号の1番、2番を議題といたします。

議案第3号の1番と2番は関連がございますので、併せて説明をお願いします。

第2審査会第1審査班座長 それでは、議案第3号について、1番と2番は同一事業ですので、一括してご説明いたします。

議案書の3ページ、議案参考資料については9ページから15ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の9ページのところでございます。

権利の形態は、売買による所有権移転です。

申請理由は、申請者が代表を務める法人は、高次脳機能障害者を対象とした通所施設を運営しています。現在の施設が狭く、新しいリハビリ機器等が導入できないため移転を検討していたところ、本件土地が見つかったためです。

土地の選定理由は、ある程度の広さが確保でき、連携病院から近いためです。

議案参考資料の11ページをご覧ください。

施設の概要については、デイサービス社会福祉施設です。

排水については、雨水は浸透貯水槽を新設し宅内処理します。汚水は合併浄化槽を設置します。

被害防除については、北側はコンクリートブロックを3段積みし、西側はコンクリートブロックの上にメッシュフェンスを設置します。

費用については、全額、自己資金と銀行からの融資で賄うとのことから、残高証明書と融資証明書を確認いたしました。

他法令については、都市計画法が該当しますが、各課と協議済みです。

農地区分については、申請に係る農地等からおおむね300メートル以内に鉄道の駅があることから、第3種農地と判断しました。

以上、議案第3号の1番と2番について説明いたしました。審査会では、現地調査及び審議の結果、事業の実現性、隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第3種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 ただいま渡邊慶弘座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可相当とのこと。です。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、山崎委員。

山崎推進委員 推進委員の山崎唯司です。

座長の説明でよく分かりました。審査会の案に賛成したいと思います。よろしくご審議お願いいたします。

議 長 ただいま山崎委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。
ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見ないようであります。
審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手多数)

議 長 はい、ありがとうございました。
それでは、賛成多数と認め、議案第3号の1番、2番につきましては、許可相当との意見を付して県知事宛に送付することに決定いたしました。

◎議案第4号

議 長 続いて、議案第4号の1番、2番を議題といたします。

議案第4号の1番と2番は関連がございますので、併せて説明をお願いします。

第2審査会第1審査班座長 それでは、議案第4号について、1番と2番は関連がありますので、併せてご説明いたします。

議案書の4ページ、議案参考資料については16ページから26ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の16ページのところでございます。

本2案件につきましては7月総会に上程し、許可相当として県に送致、その後許可されたものですが、地番及び地籍に変更があったため、本議案によって承認申請するものです。

議案参考資料の18ページ、19ページをご覧ください。

地積測量図上の建て売り分譲住宅用地の南側の部分の分筆登記内容が変更となり、それに伴い地番及び地積が変更になりました。

次に、議案参考資料の22ページ、23ページをご覧ください。

資材置場につきましては、排水路付近の分筆位置が変更になっております。その変更により、建売分譲住宅用地につきましては、農地面積が約78平方メートル増加、資材置場用地につきましては約19平方メートル減少しました。

転用の用途、排水計画等、ほかの条件については変更はありません。

農地区分については、申請地の農地からおおむね500メートル以内に住宅の用または事業の用に供する施設が連担している区域が存在していること及びその農地の広がり100ヘクタール未満であることから、前回同様、第2種農地と判断いたしました。

以上、議案第4号の1番と2番について変更点を説明いたしましたが、審査会では、現地調査及び審議の結果、事業の実現性、隣接農地への影響は問題ないと判断し、承認相当との意見決定を行いました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 ただいま渡邊慶弘座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。審査会意見は、承認相当とのこと。農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。はい、加藤委員。

加藤委員 議席番号6番、加藤万里子です。

座長の説明でよく分かりました。今回は分筆位置の変更で事業内容は変わらないということですので、賛成したいと思います。お諮りください。

議 長 ただいま加藤委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見ないようであります。審査会報告のとおり、承認相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。それでは、全会一致と認め、議案第4号の1番、2番につきましては、承認相当との意見を付して県知事宛に送付することに決定いたしました。

◎報告事項

議 長 続きまして、報告事項に移ります。事務局より報告をお願いします。

事務局 報告事項に入る前に私からお伝えすることがありますので、よろしくお願いたします。

お手元に冊子があると思うんですが、「信頼される農業委員であるために」をご覧ください。

令和元年に他自治体ですが、農業委員会会長が農地法違反と農地転用に関わる収賄容疑で逮捕されるという不祥事が立て続けに発生し、農林水産省から2回の綱紀粛正の通知が発出されました。このことを踏まえ、全国農業委員会会長代表者集会において、農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申合せを決議し、改めて農業委員会として綱紀粛正の徹底を図っていくことを確認したところです。委員の皆様におかれましては、この資料をご一読いただき、改めて法令遵守を再確認していただければと思います。

お配りいたしました資料2ページをご覧ください。実際にあった法令違反の例が掲載されております。

3ページには、違反権限を執行するための3つのポイント、法令上の手続を確実に踏む、透明性を確保する、詳細で正確な記録を残すが書いてあります。

5ページには、パワハラ、セクハラの説明、6ページには選挙運動の注意点も掲載されておりますので、最後までご覧ください。

私からは以上となります。

事務局 それでは、報告事項に移らせていただきます。

議案書5ページ、報告事項1から12ページの報告事項6について、ご説明させていただきます。

まず、5ページの報告事項1、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出についてですが、5ページ下段に記載のとおり、7月分として、田3件、920平米、畑5件、1,995平米、合計8件、2915平米の届出を受理しました。

次に、6ページから8ページ、報告事項2、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてですが、8ページに記載のとおり、田5件、2,649平米、畑27件、12,076平米、合計32件、14,725平米の届出を受理しました。

次に、報告事項3、農地の現況に係る照会に対する回答についてですが、法務局より2件の照会があり、2件の非農地回答をしました。

次に、10ページ、報告事項4、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願についてですが、2件を県知事宛てに送付しました。

次に、11ページ、報告事項5、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付についてですが、記載のとおり、引き続き農業経営を行っている旨の証明書5件を交付しました。

次に、12ページ、報告事項6、生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書の交付についてですが、記載のとおり、故障による買取り申出が生じたため、2件の証明書を交付しました。

事務局からの報告事項は以上です。

議 長 ありがとうございました。

◎閉 会

議 長 以上をもちまして、令和5年9月総会を終了いたします。

閉会 午後 2時26分